

議案第74号

勝山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部改正について

勝山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成31年2月26日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第2項に規定する個人番号の独自利用を行う事務等を定めるとともに所要の改正を行うため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

勝山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例(平成 27 年勝山市条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第 4 条 (新設)</p> <p>1 実施機関は、法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報であって当該実施機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることが<u>できない</u>場合は、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第 4 条 <u>法第 9 条第 2 項の条例で定める事務は、別表第 1 の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務及び実施機関が行う法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務とする。</u></p> <p>2 実施機関は、法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報であって当該実施機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることが<u>できる</u>場合は、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p>

(新設)

別表第1(第4条関係)

執行機関	事務
1 市長	勝山市母子父子家庭等医療費の助成に関する条例(昭和53年勝山市条例第11号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	勝山市重度障害児(者)医療費の助成に関する条例(平成8年勝山市条例第19号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。